

## 別紙

### 倉吉市建設工事入札心得

#### (目的)

第1条 この心得は、倉吉市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項について定めることを目的とする。

#### (電子入札の場合の取扱)

第1条の2 この心得にかかわらず、電子入札の場合は、入札参加者は、倉吉市建設工事等電子入札実施要綱に定めるところに従って、入札を行わなければならない。

#### (公正な入札の確保)

第2条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たって、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札書に記載する金額又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札書に記載する金額を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札書に記載する金額を意図的に開示してはならない。

#### (入札参加資格)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 入札の日において指名を取消されている者

(3) 入札の時間に遅れた者

(4) 工事費内訳書を提出しなかった者

(5) 前各号に掲げるもののほか、正常な入札の執行を妨げる等の行為をなすおそれがある者又はなした者

#### (入札等)

第4条 入札参加者は、仕様書、図面及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、仕様書、図面等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

2 入札書は、倉吉市建設工事執行規則（昭和50年倉吉市規則第18号。以下「規則」という。）様式第2号により作成し、封書の上、工事名及び工事場所並びに入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者氏名を表記しなければならない。

3 入札書に記載する金額は、算用数字で記載しなければならない。

4 入札参加者は、入札書の記載事項について、抹消、訂正又は挿入をしたときは、これを証印しなければならない。ただし、入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）については、抹消、訂正又は挿入することができない。

5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

7 入札参加者は、令第167条の4第2項（令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

8 入札の場所への立入りは、入札参加者又は入札参加者の代理人のいずれか1人とする。ただし、入札参加者が共同企業体の場合は、共同企業体の代表者のほか、共同企業体の構成員の立入りを認めるものとする。

9 入札の執行回数は、1回とする。ただし、予定価格を事後公表する場合の入札回数は、3回とする。

(入札の辞退)

第5条 指名を受けた者は、入札執行の完了(入札書を提出するまでをいう。)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に定めるところにより申出るものとする。

(1) 入札執行前であつては、入札辞退届を入札執行者に直接持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付(入札の日の前日までに到着するものに限る。)して行う。

(2) 入札執行中であつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(入札の中止等)

第6条 入札参加者が不正な入札を行うおそれがあると認めるとき又は天災その他の理由により入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止するものとする。

2 前項に定めるもののほか、入札参加者が1人となったときは、当該入札を中止するものとする。ただし、電子入札のときを除く。

(無効の入札)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 競争参加の資格がない者のした入札

(2) 郵便又は信書便による入札

(3) 封書でない入札

(4) 記名押印を欠く入札

(5) 入札金額を訂正した入札又は入札金額の不鮮明な入札

(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

(7) 委任状を持参しない代理人のした入札

(8) 同一の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札

(9) 再度の入札において、前回の最低価格以上の価格でした入札

(10) その他入札に関する条件に違反した入札

(入札書の引換え等の禁止)

第8条 入札を行った者(以下「入札者」という。)は、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(落札者の決定)

第9条 入札者のうち、入札金額の100分の110に相当する金額(1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額)が予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とし、当該金額を落札金額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定めるところにより落札者を決定する。

(1) 規則第15条及び倉吉市建設工事における予定価格等の設定に関する要綱(平成20年10月1日施行。以下「要綱」という。)第4条(要綱第6条において準用する場合を含む。)の規定により最低制限価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(2) 倉吉市建設工事低入札価格調査制度実施要領(平成13年10月15日施行。以下「要領」という。)の規定により調査基準価格(当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとして、低入札価格調査を行う基準となる価格)及び失格基準価格(当該契約の内容に適合した履行がされないおそ

れが極めて高いとして、低入札価格調査を行うことなく、当該入札を失格とするための基準となる価格)を設け、当該調査基準価格を下回り、かつ、当該失格基準価格以上の価格をもって入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、要領に基づき当該入札者について入札金額の妥当性を調査し、落札者を決定する。この場合において、当該調査基準価格を下回り、かつ、当該失格基準価格以上の価格をもって入札を行った者は、入札執行者等が行う調査に協力しなければならない。

- 2 入札者が、不正な入札を行ったおそれがあると認められるときは落札者の決定を保留し、不正な入札を行ったと認められたときは落札者の決定を行わないものとする。
- 3 落札者の決定を行った後に、不正な入札を行ったと認められたとき又は無効な入札者を落札者としていたときは、落札者の決定を取消すものとする。

(同価の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定)

第10条 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第11条 落札者は、契約書の案の提出と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付し、又は契約保証金に代えて、次に掲げる保証を提供しなければならない。ただし、第3号又は第4号に掲げる保証を提供した場合は、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (2) 銀行若しくは市長が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証
- (3) 公共工事履行保証証券による保証
- (4) 履行保証保険契約の締結

(仮契約)

第12条 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年倉吉市条例第16号)第2条の規定に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときにこれを本契約とみなす。

(契約書等の提出)

第13条 契約書を作成する場合において、落札者は、契約担当者から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日から7日以内に、契約担当者にこれを提出しなければならない。この場合において、倉吉市の休日を定める条例(平成元年倉吉市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日の日数は、算入しないものとする。

- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。
- 3 契約書の作成を要しない場合において、落札者は、落札決定後速やかに契約担当者に請書を提出しなければならない。

(異議の申立て)

第14条 入札後、入札者は、この心得、仕様書、図面及び現場等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

附 則

この心得は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この心得は、令和2年4月28日から施行する。

附 則

この心得は、令和3年12月27日から施行する。

附 則

この心得は、令和6年4月1日から施行する。